

金融危機とIASB

——正統性基盤の変化に焦点を当てて——

森 洵 太

1 問題の所在

IFRS (International Financial Reporting Standards ; 国際財務報告基準) をアドプションするか否かが世界的に大きな議論を惹起している現在、民間団体であるIASB (International Accounting Standards Board ; 国際会計基準審議会) が策定する基準が、なぜ世界的な影響を及ぼすに至ったかを明らかにすることは極めて重要である。そこで本稿では、森 (2014) で定義した政治的正統性、手続的正統性、実質的正統性の3つの正統性の視点からIASBの正統性を検討していく。本稿ではとりわけ、サブプライムローン問題に端を発する世界金融危機に焦点を当て、金融危機以前と以後でIASBの正統性にどのような変化が生じたのかを明らかにする。

次節では、IASBの歴史的展開を概観する。周知のとおり、IASBの前身は会計士団体から構成されるIASC (International Accounting Standards Committee ; 国際会計基準委員会) であった。IASCから今日のIASBに至る過程で、基準設定主体としてどのように存在感を増していったのかを考察する。第3節においては、政治的正統性の観点からIASBを検討する。国際的な基準設定主体であるIASBが、どのような形で法的根拠づけを受け、政治的正統性を獲得し得たのか、その意義と限界を明らかにする。第4節においては、手続的正統性の見地からIASBを検討する。森 (2012) で検討したように、IASBのデュー・プロセス手続は、他の基準設定主体に比して厳格である。このことは、手続的正統性を高めるであろうことが推測される。そこで、IASBのデュー・プロセス手続を具体的に検討し、実際の運営がどのような形で行われているか、検討を行う。第5節では、実質的正統性の見地からIASBを検討する。実質的正統性とは、森 (2014) の定義では「論理的一貫性に裏付けられた会計基準の策定」である。本稿においても、実質的正統性の基盤としての概念フレームワークの整備状況に焦点を当てながら、IASBの実質的正統性を論ずることとする。最後に第6節において、IASBの正統性について、金融危機以前と以後で対比させながら、正統性の変化について検討を試みる。

2 IASBの歴史的展開

IASBの前身は、1973年に設立されたIASC¹である。そのIASC設立の契機として、AISG (Accountants International Study Group ; 国際会計士スタディ・グループ) の活動が挙げられ

る。企業や資本市場の国際化が進むにつれ、会計領域では各国の財務諸表や会計実務を比較する必要性が高まった。これらを調査研究するために1966年、英国・カナダ・米国の会計士団体が共同でAISGを立ち上げた²。AISGは、3カ国の会計実務、会計思考について比較研究を行うことを主な目的としていたが³、1972年の第10回国際会計士会議において、統一の会計基準の設定が求められ、翌年IASCが設立されることになる。

IASCは当初、オーストラリア・カナダ・フランス・ドイツ・日本・メキシコ・オランダ・イギリス・米国の9カ国の会計士団体から構成された。IASCが掲げた目的は次の2点である⁴。

- ① 財務諸表の作成提示にあたって準拠すべき会計基準を作成公表し、かつ、これが世界的に承認され、遵守されることを促進すること。
- ② 財務諸表の作成提示に関する規則、会計基準および手続の改善と調和に向けて広く活動すること。

上掲の目的から窺えるとおり、IASCは「世界的に承認され、遵守される」会計基準の作成を目標としていた。しかし、IASCは会計士団体によって構成される純然たるプライベート・セクターであり、公表されるIAS(International Accounting Standards; 国際会計基準)を財務諸表作成者や各国政府に強制させる権限は有していなかった。結局のところ、IASC初期の活動は「主要加盟国の認めている会計方法の大部分を会計基準として承認しIASの共有を容易にする」というアプローチであり、「IASは1987年頃まで主要な設立国からもおおむね無視されるか批判され、この方法は成功しなかった」(徳賀, 2000, 146-147頁)のである。

壮大な目的を掲げたものの、IASの普及に失敗していたIASCにとって転機となる出来事が1987年に起こる。それはIOSCO(International Organization of Securities Commissions; 証券監督者国際機構)の支持であった。IOSCOは資本市場の国際化に伴って、各国の資本市場規制当局から構成された団体である。母体は1974年に発足した米国の州証券監督者協会(Inter-American Association of Securities Commissions)であり、1986年、IOSCOに名称を改めた。なお、わが国からは1988年に大蔵省証券局(現在は金融庁)が加盟している。IOSCOがIASに着目した理由として、証券の多国間公募に伴う問題があった。たとえば、米国外に本拠を置く企業が、米国の資本市場において資金調達を行う場合、米国の基準に従う必要がある。しかし、米国基準が最も厳しい基準であるため、「自国では公募としながらアメリカでは私募とする企業や、「アメリカを避けて、もっと規制の緩い資本市場を求めるように」(新井編, 1993, 217頁)なる問題が生じていた。そこでIOSCOは1987年、IASCにオブザーバーとして参加し、翌1988年にはIASに対する支持を表明したのである。

IOSCOの支持は、間接的ながらも各国の資本市場規制当局の支持を受けたことを意味する。これ以降、IASCはIOSCOの意見を積極的に受け入れる⁵。1993年、IOSCOがコア・スタンダードと呼ばれる包括基準が受け入れ可能とならない限り、IASを承認しない旨IASCに突き付けた際も、2000年まで7年の歳月をかけ会計基準を策定し、2000年5月、IOSCOの承認を受けることになる。

IOSCOの支持によって国際的な会計基準設定主体としての存在感を増大させたIASCであ

るが、1990年代後半にかけて、G4+1と呼ばれるインフォーマル・グループの影響を無視できないようになる。G4+1は、英国・米国・カナダ・オーストラリア・ニュージーランドの会計基準設定主体に加え、IASCがオブザーバー参加する構成となっており、「1990年代後半のIASCのアジェンダを事実上決定するほどの影響力をもった存在」（澤邊，2005，5頁）となっていた。G4+1は1992年の第2回世界会計基準設定者会議によって誕生したとされる。G4+1は事実上、国際的な会計基準の作成を行っており、「その成功はIASCの存在意義を奪うものであった」（澤邊，2005，113頁）。組織存続の危機を認識したIASCは、将来像を検討する戦略作業部会を1997年に設置する。

戦略作業部会は1998年、「IASCの将来像」（Shaping IASC for the Future）と題する報告書を公表する。当該報告書は、「IASCの構造及びデュー・プロセスの改善をめぐる記述に多くの紙数がさかれて」（平松，1999，72頁）おり、戦略的作業部会の報告書に基づき、IASCは2001年にIASBへと再編されるが、この再編は組織構造やデュー・プロセスの整備に重点が置かれている。これには米国の意向も関係している。1998年、FASB（Financial Accounting Standards Board：財務会計基準審議会）は“International Accounting Standard Setting: A Vision for the Future”と題する報告書を公表しているが、この報告書は国際的な会計基準設定主体が備えるべき要件として、次のような点を挙示している⁶。

- ① 独立した意思決定主体であること。
- ② 適切なデュー・プロセスを備えること。
- ③ 十分なスタッフを有すること。
- ④ 独立した資金調達体制を有すること。
- ⑤ 独立した監督機構を有すること。

FASB（1998）は、上掲の条件が整備されるまで、IASの使用を考慮しないと表明しており、「米国で受け入れられる可能性を高めるため」（Benston et al., 2006, 邦訳347頁）、IASCは米国FASBを範とした組織構造・デュー・プロセスを持つIASBへと再編されたのである。Fleckner（2008）は、次のように両者の近似した体制を指摘する。「FASBとIASBは似ているように思われるかもしれないが、むしろ異なるのは名前とメンバーの数ぐらいだ」（p. 279）。

2002年、IASBはFASBとノーウォーク合意（Norwalk Agreement）を締結し、会計基準のコンバージェンス作業を本格化させる。その後、2005年のEU域内上場企業の連結財務諸表に対するIFRSsの強制適用、2007年には米国における米国基準への調整表作成・開示の撤廃等、採用国・採用企業数ともに増加の一途にある。わが国でも2010年3月期よりIFRSの任意適用が可能となるなど、世界的な受け入れが進んでいる。一方、2008年の世界的金融危機で、IFRS受け入れの動きには変化もみられる。後述するように、G20はIASBのガバナンスの強化を求めた。「金融危機が（IASBの）説明責任と独立性の間の緊張関係を高めた」（Helleiner and Pagliari, 2008, p. 9）のである。Zeff（1978）が指摘した会計基準の経済的帰結は、会計基準が国際的なものとなるにつれ、より大きくなりつつある。そのため、金融危機を受け、「IASBの国際的な会計基準の設定機関としての正統性が改めて問われている」（山田，2009，32頁）と

思われる。よって次節以降、金融危機以後の変化にも焦点を当てて検討していく。

3 IASBの政治的正統性

本節では、前節での IASC の設立から IASB への組織再編の歴史から、IASB の政治的正統性について議論する。

前述のように、IASC は各国の会計士団体から構成されるプライベート・セクターであった。Burlaud and Bernard (2011) が指摘するように、基準の強制力を有さない IASC にとってのアキレス腱は政治的正統性の欠如であった (p. 25)。このように「国際的基準設定主体としての『正統性』を獲得していない状態」(徳賀, 2000, 146 頁)であった IASC は、IOSCO の関与によって政治的正統性を獲得したと考えられる。IOSCO は各国資本市場規制当局から構成される公的団体であり、IOSCO が IASC の活動、および IASC が公表する IAS を支持することは、間接的にはあるが国家による権威づけが行われることを意味するからである。

ただし、IOSCO の関与によって獲得された政治的正統性の程度は、国家が直接関与した場合に比して弱い、と指摘しておく必要がある。森 (2014) で定義した政治的正統性の概念は「選挙を通じた代表者による会計基準の法的権威づけ」である。「選挙を通じた代表者」とは、より具体的には政府である。IOSCO は各国政府の機関から構成されるため、その関与は政治的正統性の獲得に結びつくように思われるが、IOSCO が国際的な団体であるため、そこに問題が生ずる。この点は Richardson and Eberlain (2011) の論攷が参考になる。彼らは Grant and Keohane (2005) を参照しながら、グローバル・ガバナンスの文脈から国際的規制主体の問題点を挙げている。それは、本来であれば国家レベルで存在する「憲法上の負託 (constitutional mandates)、選挙プロセス (electoral processes)、合法性 (legality)、伝統 (tradition)」といった正統性の源泉が、国際的規制主体⁷には欠如するとの指摘である (p. 219)。IASB に限らず、国際的なルール設定において、政府が直接に、あるいは代理人を通じて関与することによって、主権者の意思は委任の連鎖⁸を通じて表現されることになる。これこそが政治的正統性の根幹である。ところが、国際的な主体であるがゆえに、委任の連鎖が「長くなりすぎる (too long)」(p. 219) という問題が生じる。結果として、各国の主権者の意思が反映されなかったり、反映されたとしても時間がかかるため、政治的正統性の程度が減じられることとなるのである。

そのため、IASB は後述するように、デュー・プロセスや概念フレームワークを整備することにより、正統性の基盤を手続的正統性や実質的正統性に求めていく。すなわち、IASB は国際団体という位置付け上、国家による直接的な法的権威づけを受けられない。よって限定された政治的正統性しか獲得できないため、手続的正統性や実質的正統性を通じた正統性の獲得を意図したと考えられるのである。

一方で、金融危機以後の IASB の動きにも注視しなければならない。2008 年に発生した世界的金融危機を受け、2008 年 11 月、G20 首脳はワシントン・サミットにおける声明のなかで、会計基準設定主体に関して次のような言及を行った。

2009年3月31日までの行動計画

金融安定化の促進に向け、透明性、アカウンタビリティ、独立した主体と関係当局間の適切な関係を確保するために国際的な会計基準設定主体のガバナンスをさらに強化すべきである（G20, 2008）。

G20 という、各国首脳で構成される団体が会計基準設定主体へ直接言及したこの声明のなかでは、「メンバーシップの見直し（a review of its membership）」という表現もなされており、IASBを監督するIFRS財団（当時はIASC財団であった）は、翌2009年、資本市場規制当局者から構成されるモニタリング・ボードを新設した。モニタリング・ボードはIFRS財団の活動を監視し、また、IFRS財団の選任された評議員を承認するなど、かなり強い権限を有している。2012年にはIFRS財団のガバナンス改革を実施し、新興国の資本市場規制当局も2014年からメンバーに加えるなど、その規模を拡大させた。現在は表1のとおり、8つの団体（地域）の代表者から構成されている。

さらにIFRS財団は、2013年にASAF（Accounting Standards Advisory Forum；会計基準アドバイザー・フォーラム）を新設した。ASAFは「各国基準設定主体や地域団体のパイラテラルな関係をマルチラテラルで公式なもの」にすることを意図して設立されたものであり、「今後のIASBの基準開発のあり方を変容させる可能性がある重要な取り組み」である（小賀坂, 2013, 31頁）。現在12か国・地域の基準設定主体から構成されるASAFは、各国の意見をIASBに吸い上げる仕組みとして機能することを期待されている。表2から見てとれるように、モニタリング・ボードの規模拡大と合わせ、近年のIASBの行動は、各国の基準設定主体・規制当局を公式的なルートとして取り込むことで、政治的正統性を強化することを志向していると思料される。この動きは、次節で検討するようにIASBが金融危機によって、手続的正統性や実質的正統性を大きく棄損したことにより、正統性基盤を政治的正統性に移行させている

表1 モニタリング・ボードの構成メンバー

メンバー名	代表団体（地域）
河野正道（議長）	金融庁（日本）
細溝清史	金融庁（日本）
Mary Jo White	SEC（米国）
Michel Barnier	域内市場・サービス総局（EU）
Greg Medcraft	IOSCO, 豪州証券投資委員会（オーストラリア）
Bert Chanetsa	IOSCO, FSB ⁹ （南アフリカ）
Leonardo Porciúncula Gomes Pereira	ブラジル証券委員会（ブラジル） 2014年より追加
Je-Yoon Shin	韓国金融委員会（韓国） 2014年より追加

（出所）IOSCO（2014）をもとに作成。並びは掲載順のままである。

表2 ASAF構成メンバー

地域	メンバー
アフリカ	南アフリカ財務報告基準評議会（全アフリカ会計士連盟：PAFAが支援）
アジア・オセアニア	企業会計基準委員会（日本） 中国会計基準委員会（中国） オーストラリア会計基準審議会（オーストラリア） アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）
ヨーロッパ	ドイツ会計基準委員会（ドイツ） 欧州財務報告諮問グループ（EFRAG） スペイン会計監査協会（スペイン） 英国財務報告評議会（イギリス）
アメリカ	ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ（GLASS） カナダ会計基準審議会（カナダ） 米国財務会計基準審議会（アメリカ）

（出所）企業会計基準委員会（2013）をもとに作成。

と捉えることが可能である。

4 IASB の手続的正統性

前身の IASC においてデュー・プロセスが主要な論点として浮上したのは、IASC と IOSCO が先進国市場へ IAS の適用を検討した際に遡る（Camfferman and Zeff, 2007, pp. 338-340）。IASB への組織再編に、前述のとおり FASB をモデルにデュー・プロセスも整備された。IASB のデュー・プロセスは FASB を模しているとはいえ、基準の公表には単純多数決ではなく、圧倒的多数決（supermajority rule）が適用される点や、公開草案の作成が義務である（mandatory step）点が FASB とは異なっている¹⁰。これは、国家を基盤とした政治的正統性の獲得に限界のある IASB が、デュー・プロセスの厳格化を通じ手続的正統性の獲得に腐心していると解することができる。また、IASB を監督する IFRS 財団評議員会内には、DPOC（Due Process Oversight Committee；デュー・プロセス監督委員会）が設けられており、最低でも年 4 回、IASB と協議の場を設け、デュー・プロセスの適切な監督に努めている。

厳格なデュー・プロセスによって、手続的正統性を確保しようとする IASB であるが、金融危機の際の対応が手続的正統性を大きく棄損したことが正統性の観点からは問題視される。2008 年 11 月、IASB は金融危機への対応として、IAS39 号「金融商品：認識及び測定」、IFRS7 号「金融商品：開示」において認められていない金融資産の保有目的区分の変更を可能にする改訂をデュー・プロセスを経ずに行った。その概要は次のとおりである¹¹。

- ① 稀な状況（rare circumstances）において、トレーディング目的の分類から他の分類への振り替えが可能となった。
- ② 売却可能に分類された貸付金および債権を、一定の場合¹²において振り替えることが可能となった。

この改訂の背後には、EUの強い圧力があつたとされる。米国基準においては、金融商品の保有目的区分の再変更は認められている。そのため、IFRSを採用しているEU域内企業（とりわけ銀行）が、米国に比べ不利になるとの懸念がEUに存在した。EUの要請を受け、デュー・プロセスを経ずに基準設定を行ったIASBは、強い批判にさらされた（秋葉，2012，143頁）。いかに厳しいデュー・プロセスを整備しようとも、例外が生じてしまうようでは「デュー・プロセスという手続の正統性を否定することに他ならない」（山田，2009，45頁）からである。「国家の利害から独立しているはずのIASBが、EUの地域利害を代弁する形」（大石，2012，195頁）となったこの事例は、『『会計の政治化』の先鋭化』（田代，2010，15頁）と指摘される。1970年代以降、会計基準設定過程に議会等の圧力が公然と加えられるケースが度々見られてきたが、会計基準設定過程が国際的になることによって、国内のみならず、国家同士の利害が対立するという、新たな次元での会計の政治化現象が出現してきたのである。IASBは、国家間の利害調整という、「国際次元に固有の問題」（大石，2012，199頁）に取り組まざるを得ない。EUの圧力によって会計基準の迅速な変更に迫られたIASBは、EUというIASBにとっての後ろ盾の関係を維持し、政治的正統性を保持するために、デュー・プロセスの中断という手続的正統性を棄損するような対応を採ったと考えられる。

5 IASBの実質的正統性

本節では、「論理的一貫性」に裏付けられる概念である実質的正統性の見地から、森（2014）の定義に従い、概念フレームワークに焦点を当てて検討する。

1988年、IASCの活動に関与し始めたIOSCOは、財務諸表の比較可能性を高めるよう、IASCに要請する。この背景には、IASが認める会計処理方法があまりにも広すぎるため、財務諸表の比較可能性に問題があるとの批判に基づいている。IASCは翌1989年、公開草案「財務諸表の比較可能性」（Comparability of Financial Statements; ED32）を公表し、翌1990年には「趣意書」（Statement of Intent）としてIOSCOの承認を受ける。この会計処理方法を狭める作業において、「IASCは一定のフレームワークを必要とした」（安藤編，1996，33頁）。そこで公表されたのが、1989年の「財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク」（Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements）である。当該概念フレームワークが定める目的において「IASC理事会が、将来の国際会計基準の作成と現行基準の見直しを行う際に役立てること」（IASC，1989，para. 1）と謳われているように、IASCの概念フレームワークは「まずもってIASC自体の会計基準設定のためのフレームワークとして機能することとなっている」（澤邊，2005，122頁）。概念フレームワークはIASBに組織再編した際も引き継がれており、現行のデュー・プロセス規定においても、新たな議題が概念フレームワークの変更によって生じることが明記されている（IFRS Foundation，2013，para. 4.23）。

また、2002年9月のFASBとのノーウォーク合意に基づき、2004年からFASBとの概念フレームワークの共同プロジェクトが開始された。2006年には「財務報告に関する改善された概

念フレームワークについての予備的見解」が共同で公表され、2010年、「財務報告の目的および質的特性」が完成している¹³。

IASBが、FASBと概念フレームワークを共通化させることは、実質的正統性の構成要素のひとつを共有することを意味している。ただし、IASBとFASBの両者にとって、概念フレームワークの位置付けが微妙に異なる点に注意する必要がある。IASBでは、概念フレームワークは、議題設定において用いられるだけでなく、取引事象に当てはまるIFRSの規定がない場合においても、「経営者はどのような会計方針を採用するか決定しなければならず、そのとき、概念フレームワークにおける資産、負債、収益、費用に関する定義、認識基準、測定概念を参照して判断すべきことが記載されていることから、一定の強制力が与えられていると考えることができる」（佐藤、2012、2-3頁）。対するFASBでは「権威ある基準」としての位置付けを与えられていない¹⁴。このことから、共同プロジェクトが完了したとしても、現在の枠組みでは、概念フレームワークはIASBにおいて、より強い強制力が付与されていることから、IASBの実質的正統性はFASBに比してより強いことが推認される。

一方で、金融危機を契機として、IASBの概念フレームワークには変化がみられる。共同プロジェクト以降、FASBとIASBは公正価値測定の適用領域を拡大させてきたが、金融危機によって、取得原価モデルへの揺り戻しがみられ、2013年に公表された概念フレームワーク討議資料（IASB、2013）では単一測定モデルの採用が否定されている¹⁵。これまで全面公正価値を主張してきたIASBが、概念フレームワークにおいてその主張を後退させたことは、利害関係者にとってIASBが論理的な一貫性を重視した組織である、との認識を棄損する可能性がある。そのため、金融危機以後、概念フレームワークが変容することにより、実質的正統性は以前に比べて低下していると考えられる。

6 IASBの正統性基盤の変化

本稿では、今日のIASBに至る歴史的変遷を確認したうえで、3つの正統性の観点から、IASBの正統性について論じてきた。

政治的正統性の観点からは、国境を跨る民間団体であるIASBは、国家による法的権威づけを間接的にしか受けられないことから、政治的正統性の獲得が限定的であることを指摘した。IASの普及が思うように進まなかったIASBにとって、1987年のIOSCOの関与は、政治的正統性の観点からは極めて重要な意義をもつ。また、金融危機後、G20の要求に応える形でガバナンス改革を進めていることは、IASBがより高次の政治レベルとの関係を強化することによって、政治的正統性を強めようとしていることが示唆される。また、当該改革後にモニタリング・ボード、ASAFを新設し、各国・地域の基準設定主体、規制当局を取り込む動きからも、政治的正統性を基盤にIASB全体の正統性を確保しようとの意図が窺える。ただし、FASBのような一国内に留まる基準設定主体とは違い、法的権威づけは間接的なものにならざるを得ないことから、その程度はやはり限定的なものであろう。手続的正統性の観点からは、FASB

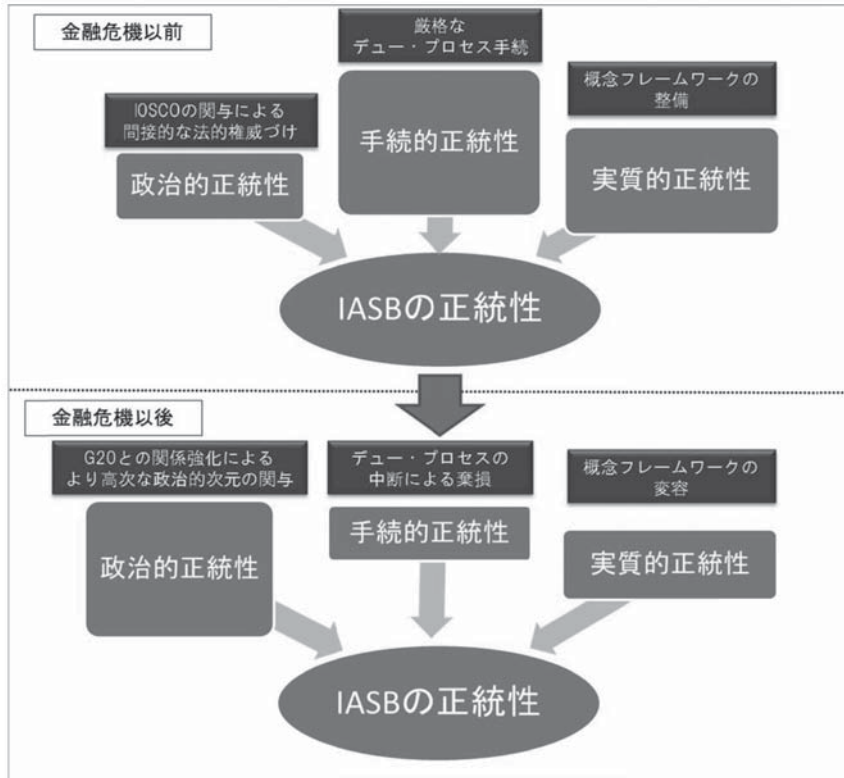


図1 IASBの正統性

(出所) 筆者作成。

を模したとはいえ、IASBのデュー・プロセスが相対的に厳格であることを指摘した。公開草案の公表が義務であり、基準案の採決に圧倒的多数条項を採用するなど、IFRSの公表に高いハードルを課している。このことは、IASBが強い手続的正統性を獲得していると言及することができる。一方、金融危機の際にEUからの要請によりデュー・プロセスを経ない基準案の改訂を行ったことは、手続的正統性を大きく棄損したであろうと推測される。たとえ厳格なデュー・プロセス手続を具備しようとも、例外的な処理が行われては、手続きに対する信頼が失われてしまうからである。実質的正統性の観点からは、IASBの概念フレームワークに焦点を当てて検討した。IASC 当時から比較可能性を高めるために概念フレームワークが開発されており、近年ではFASBとの共同プロジェクトを進めるなど、その開発に意欲的である。とりわけ、FASBに比して概念フレームワークの位置付けが高く、IASBにとって、基準開発の拠りどころとして、論理的な一貫性を担保する装置である概念フレームワークの存在感は重要である。このことは、IASBにおける実質的正統性の程度が相対的に強いことを意味している。一方で、金融危機を契機とした概念フレームワークの変容により、実質的正統性が低下している可能性を指摘した。

これら考察を踏まえ、金融危機以前と金融危機以後のIASBの正統性を対比したものが図1

である。金融危機以前は、IOSCOの関与による政治的正統性の獲得を模索しつつも、国際的な基準設定主体であるがゆえに限定的にしか政治的正統性を獲得できないIASBは、厳格なデュー・プロセス手続の整備、概念フレームワークの整備を通じて手続的・実質的正統性により依存する形で正統性を獲得してきたと考えられる。

そのIASBの正統性基盤の転換点が、2008年の金融危機であった。EUの要請によりデュー・プロセスを経ずに基準の改訂を行ったIASBは、手続的正統性を大きく棄損することになる。さらに、全面公正価値の主張を概念フレームワークにおいて後退させたことにより、論理的な一貫性をベースとする実質的正統性をも棄損した。そのため、G20の要望に応え、モニタリング・ボードを設立し規模を拡大させ、さらにはASAFを新設するなど、多くの団体を取り込むことによって政治的正統性を強化する行動を取っていると思われる。すなわち、金融危機以後のIASBの行動は正統性の見地からは、手続的正統性および実質的正統性の棄損を政治的正統性の強化によってカバーしていると解釈することができるのである。ただし、指摘したようにIASBのような国際的規制主体の場合、国家による直接的な権威づけを得ることができないため政治的正統性の獲得には自ずと限界がある。そのため、現在のIASBの行動が果たして正統性を十全に獲得することになるのか、今後慎重に検討する必要がある。

参考文献

- Benston, G. J., M. Bromwich., R. E. Litan., and A. Wagenhofer. (2006) *Worldwide Financial Reporting*, Oxford University Press. (川村義則・石井明監訳『グローバル財務報告：その真実と未来への警鐘』中央経済社，2009年。)
- Burlaud, A. and C. Bernard. (2011) “International accounting standardisation : Is politics back ?” *Accounting in Europe*, Vol. 8, No. 1, pp. 23-47.
- Camfferman, K. and S. A. Zeff. (2007) *Financial Reporting and Global Capital Markets : A History of the International Accounting Standards Committee : 1973-2000*, Oxford University Press.
- Financial Accounting Standards Board (1998) *International Accounting Standard Setting : A Vision for the Future*, FASB.
- Fleckner, A. M. (2008) “FASB and IASB : Dependence despite independence,” *Virginia Law and Business Review*, Vol. 3, No. 2, pp. 275-309.
- G20 (2008) “Declarationsummit on financial markets and the world economy,” <http://www.g20.utoronto.ca/2008/2008declaration1115.html>.
- Grant, R. W. and R. O. Keohane. (2005) “Accountability and abuses of power in world politics,” *American Political Science Review*, Vol. 99, No. 1, pp. 29-43.
- Helleiner, E. and S. Pagliari. (2008) “The G20 leaders’ summit and the regulation of global finance : What was accomplished ?” *Policy Brief*, No. 11, pp. 1-14.
- International Accounting Standards Board (2010) *Conceptual Framework for Financial Reporting 2010*, IASB.
- (2013) *A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting (Discussion Paper)*,

- 2013, IASB.
- International Accounting Standards Committee (1983) *Preface to Statements of International Accounting Standards*, IASC.
- (1989) *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, IASC.
- International Financial Reporting Standards Foundation. (2013) *Due Process Handbook*, IFRS Foundation.
- International Organization of Securities Commission (2014) “Monitoring Board Members,” http://www.iosco.org/monitoring_board/.
- Richardson, A. J. and B. Eberlein. (2011) “Legitimizing transnational standard-setting: The case of the International Accounting Standards Board,” *Journal of Business Ethics*, Vol. 28, No. 2, pp. 217-245.
- Zeff, S. A. (1978) “The rise of economic consequences,” *The Journal of Accountancy*, pp. 56-63.
- 秋葉賢一 (2012) 「金融危機と規制当局，基準設定主体の対応」大日方隆編著『金融危機と会計規制—公正価値測定の誤謬—』中央経済社，123-166 頁。
- 新井清光編著 (1993) 『会計基準の設定主体—各国・国際機関の現状—』中央経済社。
- 安藤英義編著 (1996) 『会計フレームワークと会計基準』中央経済社。
- 岩崎勇 (2012) 「IFRS の概念フレームワークについて—会計目的を中心として—」『国際会計研究学会年報』2011 年度第 1 号，47-62 頁。
- 大石桂一 (2012) 「会計規制の枠組み」大日方隆編著『金融危機と会計規制—公正価値測定の誤謬—』中央経済社，167-201 頁。
- 企業会計基準委員会 (2013) 「企業会計基準委員会が会計基準アドバイザー・フォーラムの初代メンバーに選出される」，https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/overseas/pressrelease_20130321_1.pdf。
- 小賀坂敦 (2013) 「会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) について」『会計・監査ジャーナル』第 696 号，31-35 頁。
- 佐藤信彦 (2012) 「財務会計概念フレームワークの再検討—その会計基準開発上の役割と強制力を中心にして—」『會計』第 181 巻第 4 号，1-15 頁。
- 澤邊紀生 (2005) 『会計改革とリスク社会』岩波書店。
- 田代樹彦 (2010) 「金融危機が会計基準のコンバージェンスに与えた影響の検討」『国際会計研究学会年報』2009 年度，13-22 頁。
- 辰巳正三 (1981) 「国際会計基準委員会の創立とその経緯」黒澤清総編集・中島省吾責任編集『体系近代会計学 X 国際会計基準』中央経済社，262-267 頁。
- 角ヶ谷典幸 (2014) 「認識と測定」平松一夫・辻山栄子責任編集『会計基準のコンバージェンス』中央経済社，第 6 章所収，177-211 頁。
- 徳賀芳弘 (2000) 『国際会計論—相違と調和—』中央経済社。
- 平松一夫 (1999) 「『IASB の将来像』の内容と我が国への影響」『JICPA ジャーナル』第 524 号，72-76 頁。
- 松本康一郎 (2008) 「IASB 創設までに果たした Benson 卿の貢献と意図」『商経学叢』第 55 巻第 1 号，101-107 頁。

森洵太 (2012) 「会計基準設定と公正感」『経営研究』第63巻第1号, 65-79頁.

——— (2014) 「企業会計審議会の正統性」『愛知淑徳大学論集—ビジネス学部・ビジネス研究科篇—』第10号, 93-108頁.

山田康裕 (2009) 「IASBの正統性」藤井秀樹主査『会計制度の成立根拠とGAAPの現代的意義』日本会計研究学会スタディ・グループ中間報告書, 31-48頁.

鷺津泉 (2008) 「IASBの会計基準戦略—SECとの関係を中心に—」『経営情報学部論集』第22巻第1・2号, 201-211頁.

注

- 1 本稿では、IASC時代の活動はIASC、IASB時代の活動はIASBと使い分けて表記しているが、正統性に関する考察では、IASC/IASBは歴史的に一貫していると捉え、本来であればIASC/IASBと表記するべきかもしれないが、IASBとの表記で統一した。
- 2 AISG、またそれに続くIASCの設立には、H. Benson 卿の果たした役割が大きい。AISG設立に関するBensonの活動については、松本(2008)に詳しい。
- 3 辰巳(1981)を参照。
- 4 IASC(1983), para. 2.
- 5 IOSCOは文中で述べたように米国の規制当局を母体としており、米国の影響力が強いとされる。徳賀(2000)によれば「設立以来、英国のリーダーシップのもとに活動してきたIASCは、1990年代に入って以来、(中略)IOSCOを介したSECの影響力の行使によって、米国の影響を強く受けるようになっている」(151頁)。実際、IOSCO内部でSECのメンバーとSEC以外のメンバーで意見が一致しなかった場合、IASCはSEC側の見解を支持していたという(鷺津, 2008, 206頁)。
- 6 FASB(1998)を参照。
- 7 Richardson and Eberlain(2011)では、国際的規制主体としてIASBの他、国際間の通商ルールの策定を行うWTO、国際的に活動する銀行の包括的基準をとりまとめるバーゼル銀行監督委員会(Basel Committee on Banking Supervision)も同様の指摘が当てはまると述べている。なお、IASBのモニタリング・ボードには、議決権を有しないオブザーバーという形で、バーゼル銀行監督委員会が参加している。
- 8 すなわち、主権者が選出(委任)した代表によって、議会が構成され、その議会が選出(委任)した政府によって政策が遂行される。ここに委任の連鎖構造がみられるのである。
- 9 Financial Service Board。南アフリカにおける金融市場の規制当局である。
- 10 FASBとIASBのデュー・プロセスの詳細な比較については、森(2012)を参照されたい。
- 11 詳細は秋葉(2012)を参照されたい。
- 12 一定の場合とは、企業が予見可能な将来(the foreseeable future)または満期まで金融資産を保有する意思および能力を有している場合を指す(IAS39, para. 50E)。
- 13 財務報告の目的は次のように定義された。「一般目的の財務報告の目的は、企業に資源を提供するかどうかの意思決定を行う上で、既存の及び潜在的な投資家、貸付者、及びその他の債権者にとって有用な、報告企業に関する財務情報を提供することにある」(IASB, 2010, p. 9)。従来の概念フレームワークでは独立して存在した受託責任目的が新たな概念フレームワークでは、意思決定目的に含められ、また、主たる利用者を投資家のみならずすべての資金提供者に拡大するなどの変容がみら

れる。詳細は岩崎（2012）を参照されたい。

- 14 米国におけるこれまでの会計諸基準の成文化を試み、2009年に公表されたSFAS第168号「FASB会計基準成文化および一般に公正妥当と認められた会計原則のヒエラルキー」(The FASB Accounting Standards Codification and Hierarchy of Generally Accepted Accounting Principles, a replacement of FASB Statement No. 162)において、概念フレームワークは「権威ある基準」としては認められていない。
- 15 角ヶ谷（2014）によれば、金融商品の全面時価評価を行う「包括的公正価値評価モデル」から「緩和された歴史的原価会計」への揺り戻しがみられるという。